

青少年育成支援事業費補助金交付要綱

1 目的

(一財)静岡県青少年センターは、青少年育成支援事業費補助金規程に規定する事項の詳細な運用を本要綱に定める。

2 趣旨

本事業は、次の基本理念に基づき実施される。

- (1) 青少年の健全育成事業や活動の活性化を推進する
- (2) 青少年を取り巻く社会環境に対応する青少年育成の継続的推進を図る
- (3) 青少年団体等の運営及び活動を支援するための補助金を交付する
- (4) 県民あがての支援体系の構築と関係団体等の具体的な連携強化を図る
- (5) 公益事業の一環として、青少年団体等育成支援補助事業とする

3 補助対象

本事業の対象となるものは、その趣旨に基づき、静岡県内において実施される青少年の育成事業で次のものを対象とする。

- (1) 公益財団法人と非営利型の一般社団(財団)法人
- (2) NPO 法人・任意の団体等で、市民が主体となり自発的に社会貢献活動を行う非営利団体
- (3) 青少年の健全育成とその環境づくり連携のためのネットワークに加盟する団体（静岡県青少年センターネットワーク、機能・事業内容等を別に定める）
- (4) 新規事業のみを対象とせず、団体の運営や活動の継続・拡大を支援する
- (5) 本事業の目的に沿った運営で時代の課題や環境を整えるなど先行的事業
- (6) その他収益目的事業又は物品等の販売・普及促進事業でないこと

3 育成支援事業と特別育成事業

育成支援事業と特別育成事業は、区分して実施するもので、特別育成費の交付を受ける者であっても育成支援事業費の申請はできる。

育成支援事業費補助金は、財団構成団体が行う公益連携事業として、先進的かつ有益な事業であることを関係者の理解をさらに深めたい。

4 事業予算と執行

育成支援事業費補助金の額は、財団の年間予算を受けて決定する。その配分については、承認事業の選考において、補助する事業及び金額を決め、予算の執行を次のとおり行う。

- (1) 財団予算額の全額を執行することを原則とするが、余剰金を妨げるものではない
- (2) 申請事業の予算額を一定額以上とし、規模により補助する
- (3) 対象外予算項目の指定する（補助金・委託金・寄付金等の収入及び補助経費以外は除外）
- (4) 申請事業予算に前号の収入・経費がある場合は予算額から控除し申請事業予算額とする
- (5) 申請事業は、青少年育成支援事業費補助審査会での判断を受けて財団理事会が承認する

5 補助金の配分方法（別紙 補助率試算表参照）

申請事業予算額(1,000 千円以上)は、対象となる経費から非対象収入を除いた額とする。

交付金の配分方法については、交付予算額を承認された額の 10%程度とし、1 団体 5 0 0 千円を上限とする。

補助金の交付額は、承認事業の状況により青少年育成支援事業費補助審査会で判断する。

申請事業の審査については、別表審査表により選定してゆくものとする。補助事業費は財団予算の範囲とするが、補助事業の効果を重視し単純な単発事業を支援することなく、団体の活動が継続的に行われることを主眼とすると共に、事業効果が顕著に表れるよう申請事業予算額に上限と下限を設けることで本事業の効果を明らかにする。

対象となる事業の申請予算合計額に制限があることに加え、申請額が大きい事業が補助金を占める割合が高くなるなど優位にならないよう、補助交付金額の決定について注意を要する。

6 補助金

補助金は、承認を受けた事業の実施状況により前金払請求により全額、または必要とされる額を請求することができる。

承認を受けた事業が、変更等により補助金の減額又は、剰余金が生じた場合には返金するものとする。

事業実施場所・規模については、県内事業としており、県外、国外における事業費は申請事業費から削除する。継続的な団体の年間活動を支援するものであり、対象外事業費を除いた収入及び経費の年間活動費を一括して申請予算としてかまわない。

7 積算経費

積算に含まれている経費は、年度ごとの業務に差異がない場合は、前年度の額を基本とし、特別な理由がない限り変更や精算を行う必要はない。事業に関わる経費は、次の支出科目とする。

- (1) 事業費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費、賃借料等）
- (2) 管理費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費、燃料費、その他の雑費等）
- (3) 物品購入費（ただし、その期間で負担すべきリース料、減価償却額等）
- (4) 人件費（法定福利費含む）
- (5) 消費税相当額（課税対象業者である場合）
- (6) その他の経費

団体活動においては、指導者の旅費等を個人経費として事業経費に計上しないことが多いが、活動を支える基盤であることや経常経費に見合わない労力が費やされることも多い。これらの所謂「みなし経費」についても、予算に加えた申請予算書を作成しても申請できる。

8 除外する収入又は経費

申請対象となる収入と対象外収入を区分して申請するものとする。経費についても同様とする。除外される収入は次のとおり。

- (1) 国または地方自治体、公益法人、一般企業、団体、個人等からの委託・助成金又は寄付金
- (2) 利用料金等の事業実施に伴う収入、収益事業収入
- (3) 事業実施に含まれる上演、展示、教室、催事などの実施に伴う収入等
- (4) 負担金（事業に伴う参加団体・個人等からの負担金収入、施設使用に伴う負担金等の経費）

9 交付選考機関

選考審査会 「青少年育成支援事業費補助審査会」を設置し事前審査を行う
選考委員 財団評議員・研究員・外部委員（10名程度を理事長が委嘱する）
選考基準 育成支援事業費補助金規程及び申請書等を元に審査票(別表)により審査する
決 定 選考された事業について財団理事会で承認する

10 募集期間等

- (1) 次年度事業を対象とし、4月から翌3月までの1事業年度内に終了する事業の申請を受付ける
- (2) 受付期間は、事業開始前の1月から2月の指定日までとする
- (3) 応募された事業には、3月中に審査し合否の確定を通知する
- (4) 事業実績報告は、事業終了後1ヶ月又は3月末日のいずれか近い日までに報告する

11 その他

本補助事業の効果を財団として明確化し、関係団体間の連携強化を図ると共に、公益事業の中核とするため、事業ごとに参加者へのアンケートを取るなど見える形で提示してゆく必要があり団体活動の継続と発展等を社会的な評価を得られるものとしてゆく。

制定 令和8年1月17日

青少年団体等育成支援事業費補助金交付 審査票

令和年月日

申請者	団体名 代表者			申請区分
連絡先	住所 責任者 Tel・Fax・E-mail			組織運営 新規事業 継続事業
事業名			単独・共催	
期間 又は開催 年月日	令和年月日から令和年月日		通年 年回	
実施場所			県内一円 市町一円 特定地域	
審査項目 (次の各項目に該当するか。)		適合	不適	摘要
団体の 状況	公益社団・財団法人又は特別の法律に基づき設立された公益的性格を有する非営利型一般社団・財団法人			
	健全育成とその環境づくりのための静岡県青少年センターネットワークに加盟する団体			
	専ら青少年育成団体として、スポーツや文化の伝承などを通して地域活動を推進している			
	NPO 法人として、市民が主体となり自発的に社会貢献活動を行う非営利団体である			
	青少年の非行防止や健全育成など環境づくりに貢献している			
	収益目的事業又は物品等の販売・普及促進事業ではない			
	提出資料が適正で団体の基礎、存在が明確で事業遂行能力が十分有ると認められる			
	「静岡県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」の3に定義される者でない			

事業の要件	事業の目的が、青少年健全育成の推進に寄与するものと認められるか。				
	静岡県青少年センターネットワークを活用し、それ以後も連携強化に期待できるか。				
	事業実施にあたって、運営方法や指導者等のスキル、経験等が備わっているか。				
	事業が全県に渡るか、青少年健全育成推進上広域に事業効果が期待できるか。				
	事業規模が相当にあり、補助額が予定内に達しているか。				
	申請予算書の収支科目は、対象科目となり適正であるか。				
	公共性を有し、特定の団体等の親睦を目的とするものでない。				
	収益事業に類するものでなく、参加費等が適切であると認められるか。				
	特定の宗教活動又は政治活動を内容としていないと認められるか。				
	公序良俗に反しないもの、社会的な非難を受ける恐れのないものであると認められるか。				
その他確認事項	参加者等へアンケートを取るなど見える形で団体活動の継続、発展等を評価しているか。				
	過去に申請を何回行っているか、又は行っていないか。(回数表記)				
	過去の申請で事業計画・予算の修正・虚偽又は、手続きの不備を指摘されていない。				
	過去の申請で承認の条件を履行しなかったことがない。				
判定	承認する	(条件、理由等)			
	承認しない				
	承認予算額				
	補助の金額				
特記事項					

※各項目の摘要欄には、判断理由等を記載。